

総務委員会議案説明資料

令和3年6月8日

件名	頁
1 報告第12号 専決処分した事件の報告及び承認について	2

(政策経営部)

報告第 1 2 号説明資料

令和 3 年 6 月 8 日

件 名	専決処分した事件の報告及び承認について
所管部課名	政策経営部財政課
内 容	<p>1 専決処分した事件 令和 3 年度足立区一般会計補正予算（第 2 号） 補正額 485,674 千円</p> <p>(1) 補助交付金 450,250 千円</p> <p>ア 支給見込児童数 9,005 人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童扶養手当受給者 8,341 人 ・ 公的年金受給により児童扶養手当を受給していない者 172 人 ・ 新型コロナウイルス感染症の影響を受け家計が急変した者 492 人 <p>イ 給付額 児童 1 人あたり 50 千円</p> <p>(2) システム改修経費等 35,424 千円</p> <p>2 専決処分理由 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、国による低所得のひとり親世帯に対する「子育て世帯生活支援特別給付金」の支給が決定されたことに伴い、給付金等の経費について補正予算計上が必要となった。 しかし決定後、可及的速やかに給付を行うためには議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分したものである。</p> <p>3 専決処分年月日 令和 3 年 4 月 9 日</p>
今後の方針	